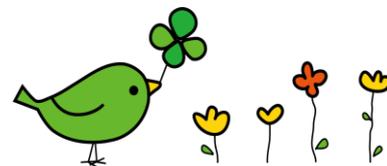




訪問診療・訪問看護とは？

病院での入院生活から、在宅での療養生活へ移行する（または通院の継続が困難になった）場合には、さまざまな医療・福祉・介護の制度が利用できます。



ここでは、在宅生活を支える訪問診療・訪問看護についてご案内します。

【訪問診療とは】

通院が困難な患者さんの自宅に、医師が定期的に訪問し、計画的に治療・看護・健康管理等を行うものです。定期訪問に加え、緊急時には必要に応じて臨時往診や入院先の手配なども行います。訪問診療の目的は、病気の治療だけではありません。転倒や寝たきりの予防、肺炎や褥瘡（床ずれ）などの予防、栄養状態の管理など、予測されるリスクを回避し入院が必要な状態を未然に防ぐことも重要な役割です。

【どのような人が訪問診療を利用できるのか】

年齢、性別、疾患状況、程度を問わずに診療の対象です。

例えば・・・

- ・ご自宅、施設での療養を強く希望される方
- ・病院への通院が困難な方
- ・寝たきりの方、または寝たきりに準じる方
- ・がんなどの治療をご自宅、施設で行っている方
- ・退院後、ご自宅・施設で療養生活を送られる方
- ・ご自宅・施設での在宅酸素やカテーテルなどの医療管理が必要な方
- ・ご自宅で緩和ケアをご希望の方



【訪問看護とは】

病気や障害を持った方が、住み慣れた地域やご家庭で療養生活を送ることができるように、主治医の指示のもと、地域の訪問看護師がご家庭を訪問し看護を提供するサービスです。



＜サービス内容＞

症状の観察
医療的処置（酸素・点滴・経管栄養など）
食事（栄養）の支援
清潔や排泄の支援
終末期ケア
痛みのケア
床ずれの予防と処置
不安・気がかりの支援

【訪問看護はどんな時に頼めるの？】

患者さんやご家族が利用したいと思った時は、いつでもご利用が可能です。医師やお近くの看護師にご相談ください。

必要に応じて、医師や看護師から訪問看護のご利用について提案させていただくこともあります。

【どのようなひとが訪問看護を利用できるの？】

年齢を問わず、医師が必要と判断した方は、訪問看護を利用できます。利用される方の年齢や、病気・障害の状況に応じて、医療保険か介護保険での利用が決まります。

【どのような手続きが必要なの？】

患者さんやご家族の希望と、医師や看護師の考える必要性をふまえてご相談させていただきます。医師が訪問看護を必要と判断した場合、利用する訪問看護ステーションを患者さんやご家族と相談し決めます。

訪問看護師やケアマネージャーからのサービスに関する説明を聞いていただき、契約を結びます。医師は、訪問看護師に、「訪問看護指示書」を出し、この指示書に基づいて訪問看護師からのケアを受けていただけます。

【訪問看護ステーション選びのポイント】

訪問エリア：訪問できる地域がステーションごとに異なります

営業日・時間：休日体制はステーションごとに異なります

24時間体制：病状や介護の状況により24時間体制が必要です

リハビリ：リハビリの専門スタッフが在籍しているステーションもあります。



記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がありますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター
患者サポートセンター